



「社会的養護」とは？

子どもは、家庭で温かい愛情に包まれながら育てられることが最も望ましいのですが、親の虐待、病気、離婚、経済的理由等、さまざまな理由により家族と離れて暮らす子どもが東京都には約4,000人います。そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。

「里親制度」とは？

「里親制度」は、さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもを、一定期間、家族の一員として家庭に迎え入れ温かい愛情と正しい理解を持って養育していただく児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。里親として認定された方に子どもを公的に養育していただきます。



豊島区児童相談所・豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）は、子どもが家庭のぬくもりの中で暮らせるよう里親制度の推進に取り組みます。



お問い合わせ

もっと詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

豊島区児童相談所
豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）
〒171-0051
東京都豊島区长崎3丁目6番24号
電話（直通）03-6758-7918
（平日 午前9時～午後5時）
FAX 03-6758-7919

2023年2月発行

子どもたちのためにできること ～新しい家族のカタチ～



豊島区里親制度のご案内

--- 里親の種類 ------*---*---*---*---*---*---*---*

養育家庭

養子縁組を目的とせず、一定期間、0～18歳の子どものを預かり育てる里親です。実親と子どもの状況により預かる期間は様々です。

養子縁組里親

養子縁組を目的として子どもを養育する里親です。特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。

養育家庭（親族）

実親が死亡、行方不明、疾病等により子どもを養育できない場合に、扶養義務者でないおじ・おば等の親族が子どもを養育する里親です。

親族里親

実親が死亡、行方不明、疾病等により子どもを養育できない場合に、扶養義務者である祖父母等の直系親族が子どもを養育する里親です。

専門養育家庭

専門的ケアを必要とする子どもを一定期間預かり育てる里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。

--- 豊島区の里親制度におけるチーム養育体制 ------*

豊島区では、里親家庭が地域で安心して子どもを養育していけるよう、児童相談所や豊島区フォスタリング機関をはじめとする関係機関が里親家庭と共に、チームで養育する体制をとっています。その体制を「チーム養育体制」といいます。



--- 私もし親になれる？ ------*---*---*---*---*---*---*---*

資格や要件はあるの？

夫婦もしくは20歳以上の親族・同居者がいることや一定の広さの居室があること等いくつかの認定要件があります。年齢制限はなく、特別な資格も必要ありません。

子育て経験がない…

子育て経験がない方でも、里親になることができます。必要な知識等を身に付けるために研修や様々な支援があります。

短期間ならできるかも…

実親と子どもの状況により、数日間から預かることがあります。

経済的な負担はどうなるの？

里親として子どもを養育している間は、子どもの生活費や医療費、里親手当（養子縁組里親、親族里親を除く）等が公費で支払われます。

困ったことがあったら…

里親家庭だけでなく、豊島区児童相談所や豊島区フォスタリング機関、関係機関も一緒に、チーム一体となって子どもの成長を支えます。困ったときの相談やサポート、養育に疲れたとき等に休息できる支援もあります。

